

Title	貝原益軒の社会経済思想
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.6 (1934. 6) ,p.811(47)- 841(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19340601-0047
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340601-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るべからざるなり。果して其誠意に出づるも、一己の専断に非ずして、其家臣と熟議するか、將重臣の裁決にて君は與かり聞かず。唯上表署名のみか未だ知るべからざる也。……(中外新聞第十九號) (明治二年六月五日)

かくの如き形勢は、前掲會議所日誌によるも明かであり、名實とも郡縣制は明治四年の廢藩置縣によつて成つたのである。而して、この版籍奉還・廢藩置縣は單なる政治上の變革であつて、社會經濟上の變革に對する序曲に過ぎぬものである。しかしながら封建制から集權統一國家制への推移における最も重大なる出來事の一つであり、その基礎の二を形成したものといつてよいのであらう。この問題を中心として、身分上、並に社會上における變革は行はれんとするのであつて、これに關する新舊思想の衝突は、明治初年の思想上における最も多彩なる部分である。他日の詳論を期して筆を擱く。

本論文の最初の計畫では、封建制から國民的統一國家制への推移の間における政治・社會經濟上の問題のすべてに涉つて論ずる筈であつたが、問題の重要性和筆者の旅行その他のために、その全體を論ずることが出来なかつた。他日續稿を草することによつて完結を期したい。一九三四・五・一四

貝原益軒の社會經濟思想

野村兼太郎

思想家と稱せらるゝ者に二種ある。一は高遠の眞理を探求し、一部の識者に、又は千載の後にその知己を求むる者である。他は自家の説を一般大衆に知らしめ、大衆を指導せんと欲する者である。後者は前者に比して比較的その獨創性を缺く。しかしよく時代の趨勢を看破し、甚しく理想に馳する缺陷なく、一般民衆より一歩先んじて、その時代を指導し、これに影響するところ頗る大である。今こゝに述べんとする貝原益軒の如きは、これに屬する者である。

貝原益軒の社會經濟思想は今日より見れば、素より幼稚極まるものである。又徳川封建制の下にある諸家の思想に比しても、特に獨創的として、又は異色あるものとして擧ぐべきほどのものもない。しかもなほこれを取上げて、その社會經濟思想を検討せんとする所以は、彼の思想の普及性が頗る大であつたからである。普及性の大であると云ふことは勿論思想の眞實、高遠を保證するものではない。否時にはその正反對の場合すらあり得る。しかし少く

ともその時代の一般理念に訴ふるところ大であり、その點に於いて、當時の社會的動向を推察する資料として甚だ大なる意味を有する。徳川初期の代表的なる社會經濟論者の一人として貝原益軒を論ぜんとする所以である。

益軒は寛永七年十一月十四日福岡の城内に生まれ、正徳四年八月二十七日八十五歳を以つて卒してゐる。慶安、明暦、寛文、延寶、天和、貞享、元祿、寶永と、その活躍した時期は、徳川封建制の確立期であり、將軍制の權威は表面上確固不動の如く思はれてゐた時代である。慶安の騷動はあつたが、天下は泰平である。學問文藝の隆興は前代にその比を見ぬ。殊に儒學は京都を中心として、松永退年、木下順庵、山崎闇齋、伊藤仁齋、松下見林、米川操軒、中村惕、藤井懶齋等、何れも一方に雄視し、頗る盛んである。かゝる學問流行の時期に際し、各地共にその傾向に従つたことは云ふまでもない。

しかも益軒の父寛齋は藩醫として名ありしばかりでなく、朱子學に通じ、又益軒が幼少の時その薰陶を受けしと云ふ次兄存齋は儒家として一家をなしてゐた。三兄樂軒も亦學者の名が高かつた。かゝる好學の家に生れ、その傳統と環境とが益軒の學究的素質に好影響を與へたことは疑ふべくもない。

勿論彼自身の克苦勉勵が百餘の著述を可能ならしめ、博學洽聞、海内無比の評を得しめたことは否定し得ない。その「古今知約」の序に云ふ。「余資稟遲鈍、且無記性、唯自幼嗜讀書、昕夕不倦、而恨一一看則廢忘而不能識也、嘗效葛稚川玉鑄之所爲、平生好抄書、到老而不輟、讀諸子百家書之際、每有所會意、隨而輒手錄、以備遺忘、習與性成、不覺勞苦、かくして七十餘冊の抄録を成すに至る。又五井持軒に與へし書に、「僕年

既踰八十、而文字結習。未レ能解去。每宵讀書。尙至夜半。性雖陋劣也。近日寢得見解。吾子有意乎討論。則時見寄書。(1) 老來益々精力旺盛なること、誠に稀に見るところである。「岐蘇路記」「樂訓」「童子訓」「五常訓」「家道訓」「有馬名所記」「心畫軌範」「自娛集」「養生訓」「諸州巡覽記」「日光名所記」「大疑錄」「慎思錄」。これ等は何れも益軒八十歳以後の著述である。天折を免れずと云はれし虚弱の身を、自ら醫術を研究し、これを克服し、終にその學問を大成せし、彼の努力には吾人の學ぶべきところ少なしとしない。

上述の如き環境と努力とが生んだ彼の學問は如何であつたか。その社會經濟思想を摘出する前に、少しくその學風の一端を述べて置く必要がある。(2)

(1) 飯田忠彦「野史」卷二百五十五

(2) 益軒の傳記には「益軒先生年譜」がある。又近世の著作には沖野辰之助「貝原益軒」足利衍述「貝原益軒」、石原盛堂「貝原益軒」、秋山悟庵「貝原益軒言行録」、井上哲次郎「日本朱子學派之哲學」等がある。

二

益軒は博學洽聞である。そしてその性質は謙讓穩和である。益軒の謙讓なることはあまりにも著名である。從つて一方に偏せる頑な議論を好まない。持軒に與へし書に、當時の京都に於ける學風を排斥して、次ぎの如く云ふ。「總て京都學者の風俗不好候、各比黨候上、一己の見を立て候て、相與に商量仕、歸一の工夫無御座候。我を立てたるまでと見え申候、山崎氏(闇齋)傲慢驕誇の人にて候を、其徒其尤に倣ひ候て、誇高妄議古人、日遍非今世、

貝我而已、自好自誇申候、去とては凶徳の至、不可過之候、伊藤氏(仁齋)門人、亦阿其所好、妄議先正、方不知其量と聞え申候、又別に一派朱學の徒は、是れ亦自からはとし、好名譽背風俗候て、人の耳目を驚かし申、過當の事色々有之候、左候ては儒術と申物は、一向人情に遠く時俗に背き候て、唐人の様に日本を仕替候様、世俗存候ては、却て道の害に成り可申候、古人の語に士大夫欲務道學之實、不欲務道學之名と有之、尤の事にて御座候、折角學を務め候ても、爲名仕候は、無用の事にて御座候、凡て爲學は非別之事候、爲知道候、爲知道候、右の學風悪きも皆無知道之工夫、只聖經の訓話のみにて止み申候、山崎、伊藤其外當時の朱學者などの學も、皆訓詁の學、好名の徒にて、非爲知道候、是れ皆明の一字不足故と存候、知明候へば、か様の蔽惑も有之間敷候、爲道に仕候學には、人我に私己と有御座間敷候、道理と申物は無偏無黨にて、平正公共の事にて候⁽³⁾。

この二文はよく益軒の學問に對する態度、その學風を明示するものである。彼は朱子を崇奉した。しかし朱子を以つて満足し得ざる點に於いては、王陽明をすら取容れるを躊躇しなかつた。「朱子輔翼六經、發明義理、其惠後生之功大矣、可謂繼往聖而開來學、而其功不在乎孟子之下也、後世之學者知經義者、皆朱子之力也。然則後學之於朱子也、有罔極之恩、豈可辜負其恩而遺忘之乎、宜乎先儒之宗師之而服從其教也、吾輩不逮之質、雖不能親其藩籬、然心竊嚮往之、故於其遺書也、尊之如神明、信之如著龜⁽⁴⁾、かく朱子を尊崇しながら、彼は朱子の理氣二元論を以つて不可なりとして、「理氣不可分論」を作つた。⁽⁵⁾

「天地之道。原其所自。其初兩儀溟溟而未開。一氣渾沌而未分。是至理之所會。而陰陽之象未著。名之爲太極。太者太上之謂。極者至極之名。太極是爲此道之本源。萬物之根柢。凡天下之事物。莫尊於此。不可得而名焉。故名之爲太極也。宜矣。一氣動而運轉。名之爲陽。此太極之動也。動而後靜。靜而凝聚。名之爲陰。此太極之靜也。靜而後復動。一動一靜。循環而不息。是陰陽由一氣之動靜而分焉。非有二氣也。故陽者一氣發動也。陰者一氣之凝聚也。二者即是太極之動靜也。」

即ち彼は太極を氣となし、これを以つて一元的にその宇宙觀を構成しようと努力した。そして理は氣の屬性と解した。

「易曰。天地之大徳曰生。以其流行而一爲陰。一爲陽謂之道。以其有條理而不亂。又謂之理。雖由所指不同。而姑異其名。然其實皆一物而已矣。是以陰陽流行而純正者。即是道。故理氣決是一物。不可分而爲二物焉。然則無無氣之理。又無無理之氣。不可分先後。苟無氣則何理之有。是所以理氣不可分而爲二。且不可言先有理而後有氣。故不可言先後。又理氣非二物。不可言離合也。蓋理非別一物。乃氣之理而已矣。」

理と氣とを相對立させる朱子から離れ、むしろ王陽明等に近きが如く思はれる。勿論これは彼の學問に對する彼の態度が、前述せる如く一黨一派に偏することを好まず、又探るべきものは何人の議論たりとも、これを採らんとする彼の研究態度が然らしめたものであらう。

益軒は學問を以つて、ある特殊階級の専門と考へない。又單に物事を知ることには止まるものとも思はない。知つて行ふべきものとする。故に云ふ。「教學者以日用彝倫之平實切近者爲先焉、聖人之教本自如此、是學者易

曉易入之道而與異學之徒浮虛貪高而大言者異矣、聖學之訓不_レ要_レ極_レ高極_レ深、蓋高深非_レ所以教_レ初學也、聖人之道自是易簡、雖_レ愚夫愚婦易_レ知易_レ行者、是下學之事聖人之本教也。又曰く。「知道是爲_レ學之主意、蓋知_レ道則行_レ道亦在其中矣、古人之學知_レ之則必行_レ之非_レ徒知_レ也、能知_レ之則無_レ不能行_レ之患、不能_レ行者不可_レ爲_レ真知_レ也。」従つて彼は一般庶民に卑近の教訓を、切實懇切に説くことをその任務と考へ、大いにこれに努力した。「初學訓」「大和俗訓」「和俗童子訓」「五常訓」「君子訓」「家道訓」「樂訓」「養生訓」「初學訓」「文訓」「武訓」「神祇訓」「五倫訓」「女大學」「童蒙須記」等の諸著作は何れもその目的のために、通俗平易に書かれたものである。従つて又その行はるゝこと汎く、その教育的影響は頗る大であつた。

彼が實用的効果を尊重し、これがために大いに努力したことはその旅行記的述作にも現れてゐる。それについて柳田國男氏が次ぎの如く評して居られる。「貝原翁の六種の紀行は特に元祿以後に於ける我邦の讀書界、及び旅行技術の進境を、間接に啓示して居る點に興味がある。此頃までの旅人の生涯の思出草は、都登りと江戸見物であつて、それ故に幾つかの通俗なる案内記が、相繼いで出版せられて居る。其卑近と低調とが漸く倦まれ、一方には地理と歴史が少しづつ精確を加へて來て、注意は次第に道途田園の事物に向けられるやうになつて來たのである。益軒の紀行の中では、先づ出版せられたのが元祿九年の和州巡覽記であつて、是にはまだ幾分か京童や江戸雀の習氣が残つて居る。著者も亦幾分か凡俗の要求を意識して、用意ある筆を執つたかと思ふ形跡がある。しかも其旅行は翁が齡六十三(元祿五年)、殆ど最終の漫遊と言つてよいものであつた。是が一種の清新味を供して後、世上の需要の頓

に此種の紀行に向いて來たことは、引續いて其以前の日記類が、新たに整頓せられて世に出たのを見てもわかる。……旅行記の體裁としても是(諸州巡り)が最もよく整ひ、觀察記述は共に獨創に富んで居るが、尙それよりも後の旅行でそれより先に出た巡覽記の人望に導かれて、漸く俗耳に入ることを得たのを見ると、此書を世に傳へた功績の半分は、讀者も亦之に參與して居るのであつた。殊に二十八年も前の岐蘇路之記の後半、近江の湖東から越前をあるいた紀行を其中に交へ、更に尙何年か前の東海道の道中記を、没後六年の享保六年に印行したなどは、或は貝原氏の意圖で無かつたらうとも想像せられると共に、如何に民衆の間に旅行の趣味が發達し、且つ先生の感化が如何に強大であつたかを考へさせる。(?)

益軒の民衆啓發の功が如何に大であつたか想像される。しかしこのことは他の方面からも考へなければならぬ。それは柳田氏も指摘して居られるが如く、讀者の功績である。換言すれば時代の要求である。徳川氏を中心とする泰平の天下は庶民階級にも知識欲を増大せしめ、單に旅行技術の進境のみならず、平民學の發達を必要ならしめたのである。この時代の要求に應ずる者として、曩に中江藤樹あり、さらにそれより大なる寄與をなしたる者として貝原益軒があつたのである。彼の實用主義は徳川時代の平民學に最大なる影響を與へたものである。

(3) 「徳川三百年史」中卷三七頁引用より。

(4) 益軒「自娛集」卷之三、讀朱子書辨。

(5) 益軒「大疑錄」卷之下。

(6) 益軒「慎思錄」卷之一。
 (7) 『紀行文集』(帝國文庫新版第二十二卷)解題二一三頁。

三

かくの如く庶民階級に大なる影響を與へた益軒の社會經濟思想の根本は如何であつたか。先づ總論としてその社會觀の根柢を吟味して見よう。

益軒は社會の倫理的規範を自然の内に求めた。天地運行の妙を講へて、「天道流行運而不息者、何以見之、日月之往來、四時之推移、雨露之施滋、川流而不竭、草木之發生暢茂、是皆可_レ以見_レ天地之化、靜觀則萬物皆有_レ生意、矚知_レ其妙_レ哉、知_レ之者乃知_レ道。」(8) 倫理の本源を天地自然の内に求めんとするのである。しかも自然の運行には一つの因果的必然性がある。人間社會の現象と雖も、その除外例ではない。然らばその必然性は如何なるものであるか。「天下有_レ自然之理、有_レ當然之工夫、有_レ自然之效、蓋有_レ自然之理、則不可_レ無_レ當然之工夫、苟有_レ當然之工夫、則自然之效不求而自在_レ其中_レ矣、姑以_レ事親一事言之、父母之於我、爲_レ我之根本、且鞠育教誨、有_レ固_レ極之恩、所_レ當_レ孝也、此爲_レ自然之理、我事_レ之之道、當_レ竭_レ其力、此爲_レ當然之工夫、既孝則父母喜_レ之、而慈愛亦益至矣、此爲_レ自然之效、學者之所_レ當_レ用_レ巧、唯在_レ當然之工夫而已、而自然之理亦不可_レ不知、若_レ夫自然之效、以_レ是考_レ我之工夫之至與_レ不至則可也、苟有_レ心_レ於期_レ待其效驗、則不可也、是謀_レ利計_レ功者、有_レ爲_レ而爲也、(9) 天地には當然の理がある。これをよく知り、それを對し、爲さるべきことを爲さば、自然の效を生ずる。人間とし

ては何が爲さるべきことであるかを研究し、察知するだけが必要である。他は必然的に運行する。

かうした同じ觀察が財の集散についても述べられてゐる。即ちその「散財論」に曰く、「天道運而無_レ所_レ積。故萬物成矣。夫以元氣之流_レ行乎天地之間也。古今無_レ一息之凝滯。不_レ息_レ于晝夜。如有_レ所_レ凝滯。則天地之道、或幾_レ乎息矣。是天地發育之機。生生不息之妙。所_レ以亘_レ萬世而無_レ窮也。且陰陽二氣之聚也、和而散則爲_レ霜雪雨露。凝而滯則爲_レ戾氣瘴癘。其在_レ于人物_レ亦然。皆自然之理也。人之於_レ貨財、豈獨_レ不然哉。夫金穀寶貨、聚斂而不_レ散施。則其蓄積者、或歛然至于_レ亡失。或遽變而致_レ災禍。者往往有_レ之、老子所謂多藏必厚亡者此之謂也。若積而能散_レ之。則往者已去、來者新繼。生殖無窮、而其財亦不竭。是復_レ自然之理也。」(10) 彼はこの自然の理を基礎として、後に述ぶるが如く、富者の道德的義務を力説してゐる。

彼はこの理論を一般に説く場合に、俗耳に入り易く、天地の恩恵に歸し、次ぎの如く説明してゐる。「天地の人をあたはれみめぐみ給ふことかぎりなし。食物衣服居所器物、もろもろの人の、身を養ふ物を生じてあたへ給ふ。もろもろの人、是をとりて用ひ、我が身をやしなふ。天下の人、たかきもひきも、一人もそのめぐみをうけざる人なし、その恩のふかく高きこと、海山にもくらべがたく、言語にも述べがたし。……かくのごとく、天地の恩をあつくかうぶりても愚なる人はしらす、平生一の善事をもなさずして、天地につかへ奉り、恩を奉ずる道を行はず。いはんや不仁にして、天地のうみやしなひ給ふ人物をそこなひなやまして、天地の生理を妨げ、天地の物をつひやし、天地の御心にそむくをや、是れ天地の恩をしらす、天地に不孝にして、人道を失へりと云ふべし。天道おそる

一般庶民階級に對して、かく天道の恐るべき所以を示した益軒は、各自その分限に安んずべき所以を説明してゐる。このことは當時の社會組織が封建制である以上、當然の倫理的歸趨であつた。一定の身分に固定せしむることが當時の支配階級にとつて絶對に必要であり、又當時の社會理論が漸く安定せる徳川封建社會に一つの理論的基礎を提供するものであつたから、⁽¹²⁾ 庶民階級の啓蒙に努めた益軒の議論も亦その範圍を脱却し得るものではなかつた。即ち分限に安んぜしむるためには、分限を越えて欲望を充足せしめざるにある。故に云ふ。「慾すくなくして、わが身の足ることをしるものは、分限をやすんじて、貧賤にしても亦樂しむ。たのしむ者は常にあきたる。慾多くして足ることをしらざるものは、富貴にしても、分限をしらずしてあきたらず。あきたらざる者は、たのしむことをしらずして、外に求めてやまず。つゝにわざはひとなること又多し。」⁽¹³⁾ 従つて「農工商の子には、いとけなき時より、只物かき算數のみをしえて、其家業を専にしらしむべし。必樂府淫樂、其外いたづらなる無用の雜藝をしらしむべからず。これにふけり、おぼれて、家業をつとめずして、財をうしなひ、家を亡せしもの、世に其ためし多し。」⁽¹⁴⁾ と主張する。

しかし益軒は決して民を富ます勿れとは主張しない。むしろ富有にして分を守らしむることが治者の要道と考へたのである。「民豊なれば、奢りて法に背くといふ人あり。是政を爲る道を知らざるなり。民貧しければ、盜む心生ず。民を憐みて衣食乏しからず、困究せしめざるは、盜を止むる基なり。法度を明らかにして、民に分限を守ら

しむれば、豊なれども奢る事なし。斯の如くにして、民その分を踰えて奢り怠り、或は盜する者あらば、罪に行ひて免すべからず。民は愚なる者なれば、まかせ置きては治まるべきやうなし。衣食不足なきやうにして、奢怠を戒しめ、罪に陥らしめぬは政をするの道なり。」⁽¹⁵⁾ その國家統治の根本策については、なほ後段に於いて説明する。

問題をもとに戻す。人類の行動も自然又は本然の理に従ふべきである。然らば人類にとつて自然の理と云ふのは何であるか。天(自然)が人類に與へた生活の基本は何であるか。それは義と利とである。「天之生人。利以養其體。義以養其心。雖君子亦不可無飲食・衣服・宮室之養。妻孥・臣僕之俸。此非利以養其體而何也。故利者民之所以遂生養。而不可無者也。」即ち利とは人類の物質的要求を満足せしむるすべしである。義は人類の精神生活の基礎をなすものである。しかし彼に従へば義と利とは別個のものではない。こゝにも彼の一元論的哲學のあらはれを見ることが出来る。「易曰。利者義之和也。是言從義則自有利。非義外有利也。」元來利は自然の效に過ぎない。人類が本然の理とすべきは義である。義に従つて工夫すれば自ら利を得る筈である。即ち曰く。若夫行義而有利者。只言自然之效而已。其當行道義之時也。功利者非君子之所計謀也。」⁽¹⁶⁾

この理論を俗解して次ぎの如く云ふ。「凡人に義理あり利養あり。義理は天道にしたがひて仁義の心をたもち、五倫の道を行ふを云。利養は四民ともに各其家業をつとめ、衣食居所を求むるいとなみをなして身を養ふを云。義理は心を養ひ、財利は身を養ふ。凡人の日夜いとなむべき事、此二の外にこれなし。然るに義理の心を養ふは至りて、おもく、利養の身を養ふは義理にくらぶれば甚かるし。此二の輕重をしりて、義をたつとび利をいやしむべし。」⁽¹⁷⁾

何が故に義が至りておもしろいかについてこの俗解に於いては説明してゐない。唯他の場所に於いて、「義を行ひて自來る利は眞の利なり、わが益となる。むさぼり求むる利は、眞の利にあらず、必身の禍となる。是利を求むるには非ず、害を求むるなり。」⁽¹⁸⁾と述べ、義の利の根源たることを示してゐる。又「凡、人のつとめ行ふべきわざ三あり。願ふ所もまた三有り。一には務業、二には養生、三には行義なり。…凡業を務めて富貴に居り、生を養ひて長生を得ても、人の道なくば、禽獸にちかくしていけるかひなし。…この三の内、務業より養生はおもく、養生より行義はおもし。」⁽¹⁹⁾と述べ、人の人たる所以を説明し、義の重んずべき所以を明かにせんとしてゐる。

かく義は利より重い。しかし人は何れも利を欲する。この一般的事實は益軒と雖もこれを否定し得ない。否むる利の必要を十分に認むるものである。「今之學者。往往謂利者非君子所_レ欲。是則好_レ名_レ高_レ者之言。非_レ君子之眞情。惟僞爾。蓋如士之祿仕。農之耕稼。工之製品。商之交易。亦養_レ體之計。是利而已矣。苟不_レ爲_レ貪汚之行。豈可_レ爲_レ非_レ義乎。」利が害をなすと云ふのはそれがすでに本來の利でないからである。このことは益軒の前述の理論から當然推定さるべきことである。しかし一般に利と云ふ時は必ずしも義の必然的結果とは見てゐない。徳川時代の論者たる益軒も言葉の使用は曖昧である。利を廣義に解する。その場合利から弊害を生じ得る。その弊害を除く方法として、私専を戒めてゐる。「夫利者百物之所_レ生。衆人之所_レ同好_レ也。宜_レ公_レ之。苟欲_レ私而專_レ之。則其害多矣。天下之人欲_レ同得_レ之。何可_レ專也。專_レ之者所以利_レ之爲_レ害也。公_レ之者所以義_レ之爲_レ利也。」⁽²⁰⁾即ち利を狭義の利たらしむる手段として、これを公にすべく、私に専有すべからずとしてゐる。益軒はこれを俗解するに際し

て、天道を援用してゐる。「利は天地より生じて、天下の人にあたへ養ひ給ふ理なれば、天下の公物なり。われ一人の私ものにすべからず。人とともに、同じく利を得れば、人々各その所を得て害なし。身に私して我一人利を得んとすれば、争出來て、かへつて我が身の害となる。」⁽²¹⁾この理論を追及すれば、一の極端なる理想論となる。それは實際に於いて不可能であると益軒は見る。人の欲望は容易に打破し得ないことを知る。そこに益軒の教育論は始まる。

彼は云ふ。「天下不可_レ一日而無_レ義理、無_レ義理則人道廢矣、是以國家不可_レ一日而無_レ學校、無_レ學校則義理之教不_レ興、人倫之道不明、故曰飽_レ食_レ暖_レ衣_レ逸_レ居、無_レ教則近_レ於禽獸、元人王介有_レ謂、天下之事若_レ緩而實急者學校是也、豈不_レ然乎、夫明君先制_レ民產、民食既足則修_レ學校之政不可_レ緩、此令_レ富而後教_レ之者、聖人爲_レ治之序也。」⁽²²⁾さらに和譯して云ふ。「飲食と男女と財寶とは、人の大欲の生ずる所なり。故におよそ人の過惡の出来るは、多くは此三よりおこる。心のこのむに打まかせては、あやふし。道理にそむき、わざはひ生ずる本なり。此三をこのむは、人情にして、なくんばあるべからず。されど禮を以て節せざれば、これを用ふる理を失ひて必大欲生じ、惡にながる。故に禮なければ、人道不_レ立して禽獸の行に同じ。」⁽²³⁾故に、「四民ともに、其子の幼きより、父兄君長に事ふる禮義作法を教へ、聖經を讀ましめ、仁義を、漸くさとらしむべし、是根本をつとむるなり。」⁽²⁴⁾

益軒が義を尊重し、利を抑止せんとする態度は勿論當時に於いて特異と見るべきものでなく、一般普通の議論である。唯この態度が社會經濟論をなすに際しても、一貫して把持され、全體が統制されてゐる點に於いて、徳川初

期の封建理論を大成せる者と云ふことが出来るであらう。

- (8) 「愼思錄」卷之一、(抽編「日本經濟學說史資料」一四三頁)
- (9) 同上、卷之二、(「資料」一四四頁)
- (10) 「自娛集」卷之一、(「資料」一四七頁)
- (11) 「大和俗訓」卷之三、(「資料」二〇一頁)
- (12) 抽稿「徳川初期社會經濟論の社會史的意義」(思想「昭和六年六月號所載」)
- (13) 「大和俗訓」卷之四、(「資料」二二二頁)
- (14) 「和俗童子訓」卷之二、(「資料」二二三頁)
- (15) 「君子訓」中卷、(「資料」二二八—九頁)
- (16) 「自娛集」卷之四、(「資料」一四八頁)
- (17) 「初學訓」卷之三、(「資料」一一六頁)
- (18) 「大和俗訓」卷之四、(「資料」二二三頁)
- (19) 同上、卷之六、(「資料」二二三頁)
- (20) 「自娛集」卷之四、(「資料」一四九頁)
- (21) 「大和俗訓」卷之四、(「資料」二二三頁)
- (22) 「愼思錄」卷之二、(「資料」一四三頁)
- (23) 「五常訓」卷之四、(「資料」二二六頁)
- (24) 「和俗童子訓」總論。

四

徳川時代の學說が政治と倫理と經濟との間に何等の區別を設けざるが如く、貝原益軒の議論にもこの三者を一緒に論じてゐる。政治の基礎も經濟の根本も共に同じ倫理的歸趨を有する。そしてその倫理的歸趨を結局古聖人の教に求むるに至るのは儒者たる益軒として當然である。かつ儒教そのものが天下を治むる道として發達したものであるから、かゝる關係を生ずることは自明のことである。益軒はその勸學論中に次ぎの如く説明してゐる。「如欲知有道則捨問學亦以何爲乎哉。故問學者古聖人之所以教民有道也。夫以奉若於天道而不悖。植立於人道而不廢者。學其綱要一則存心養性悖五倫興百行正家安民。皆是人生日用所當爲。而自天子以至庶人不可須臾離之道也。」⁽²⁵⁾ 故に結局統治の根本は仁を以つてなすにある。仁は百行の本だからである。「仁者人心之生理、爲萬善之本、博施濟衆是仁之發用、是萬善之所行無非仁、溫和慈愛爲仁之本、博施濟衆爲仁之末、仁總萬善、予故曰仁者人之生理而萬善之總稱」⁽²⁶⁾ 益軒はこれを次ぎの如く説明する。先づ儒教の本質を説いて、「我が儒の道は經濟の道として、世ををさめ、人をすくふ大道なり。其の學は有用の學として、まづわが身ををさめて、人ををさめ、人倫の道を行ひ、天下國家のため、天地萬物のため、用をなす學問なり。無用の空言にはあらず。」⁽²⁷⁾ と云ひ、經濟の意義を廣義に解する。又仁については、「仁は天地の物を生ずるを以て心とし給へる理を、わが身にうけて心とする徳なり。故に仁は萬善をすべてその中にあれど、只ひとへに人をあはれみ、物をめぐむを以て仁とす。天地の人物をうみそだて、めぐみ給へる御心にしたがひて、天地のうみ出しつくしみ給ふ人と萬物を、わ

れよりも又天の御心をうけてあはれみめぐむ。是すなはち仁の心にして、天地につかへ奉る道なりとしるべし。この仁心より百行萬善は行はれ出づるなり。(28)

かく益軒は儒教を以つて政治經濟の學となしてはゐるが、必ずしも儒教のすべてをそのままに奉るものではない。支那と日本との相違を十分に認め、殊に禮法制度の所謂歴史性をば認識し、諸所にこれを指摘してゐる。例へば、「綱常倫理天下之常經也、亘萬世通四夷、不可變易、若夫禮法制度、有古今異宜、華夷殊俗、隨時隨處、而不相同者、自然之理也、故天下之事固有可於古而復可於今者、又有不可於古而不可於今者、有可於中華而復可於本邦者、有不可於中華而不可於本邦者、古今華夷之異宜如此、然則今之制行者、須斟酌於古今華夷之宜與否、而去取之、是可知爲知時宜也、苟不測時俗土地之所宜、妄執中華之古禮、欲行之於本邦之今世、譬如不知舟車之異宜於水陸、裘葛之殊用於冬夏、固陋之甚也、是道之所難以難行。」(29) 又曰く。「井田之法雖於中國廣濶之地、後世有其勢難行之論、況於外夷壤地稀少乎、凡爲治之道、只在發政施仁、教稼穡、嚴法制、薄稅歛、省力役、興學校、明倫理耳、不要泥于古制、今不知土宜、而拘拘于古制者、以中華古昔井田法爲可行于外夷、是陋儒之見、不諳世變、偏僻之說、不知時宜者可謂智乎。」(30) 實際的效果を尊重する益軒として當然の見解と云ふべきであらう。

かく國家の統治には儒教の仁政を以つてなすのであるが、人類の生活を持続する物質生活の方面は如何に統制すべきであるか。放置すれば多くの弊害を生ずる恐れがある。しかし財は國家にとつても、個人にとつても頗る重要

である。「財者國家之所資用、而民命之所繫也、故財竭則自給不足、況贍貧窮、行禮義、勵廉耻、賞有效、行兵防敵、凡國家百事、不可得舉行乎、故治國家之道、以理財爲要。然らば如何にして財を十分ならしむべきか。「然足財之道、在乎務本而節用、務本者在於教稼穡、勸種植、惜民力、賑貧乏而已、非貪求侵奪之謂也、節用者在於量入爲出、裁制冗費、禁止奢華而已、非吝嗇刻薄之謂也。」(31) 要するに勤勉と儉約である。一家の場合も一國の場合と同様である。「家ををさむる主人は、日夜家事をよくつとめて、おこたらず、おろそかならず、財を用るにをこらず、つひやさず、もつぱら儉約を行ふべし。勤と儉との二は、家ををさむる要道なり。此の二の道行はるれば貧窮にいたらず、財用にともしからず。勤と儉と二の道を行ふに、心を小にしておろそかならざるをよしとす、是れ勤儉を行ふ心法也。」(32)

何を儉約と云ふか。益軒は儉約に二個の方面を認め、一を精神的、他を物質的としてゐる。儉約に二義あり、儉約の二字をつまやかにすとよむ。取ひるげずしてつとめて行ふなり。一には身の行ひをつまやかにしてほしまゝならざれば、過すくなし。二には財を用ゆるにつまやかにして、身の養ひにをごとりとかざりなく、無益の事に財をついやさざるをいふ。行ひをほしまゝにせざるは、身をたもつ工夫なり。財をみだりに用ひざるは家をたもつ工夫なり。此二を儉約と云(33) しかしこゝに儉約と云ふのは勿論後者であつて、前者ではない。財に關する問題のみに限る。益軒も多くその用法を採用してゐるやうである。然らば何が故に勤儉を必要とするか。

すでに上述せるところに依つても略々推察し得るやうに、結局に於いてはそれは人間が人間たる道、即ち義理を

全ふる上に必要だからである。しかしその前提には財の生産に關する問題がある。徳川時代の多くの論者が常にその生産論の基礎として採用する「大學」の二句がある。即ち生財有大道、生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒。則財恒足矣。の一節である。換言すれば、生産より消費が少なければよしと云ふのである。當時の論者はこの原則から出發して種々なる議論をなしてゐる。その遊民論も勤儉論も、減稅論も多くこの點から出發する。實際社會を觀察して生産は消費に及ばないと斷定する時、一層勤儉を力説せざるを得ない。益軒は生産の消費に及ばざることを指摘してゐる。「國土に一年生ずる所の五穀の惣數をかぞへ、國土の人民、一年の間食する所の糧の數をかぞへくらぶるに、一年生ずる所の五穀にては、一年の糧足らず。是貧民は、雜穀菜根を食して、飢を助くる故なり。」として、生産の及ばざることを指示し、「商人の酒を造り、菓子を拵へ、士の奢侈をなして、朝夕定まれる食の外に、穀食を費すは、皆是民の食を奪ひてなせるなり。」と論じ、奢侈を嚴に戒めてゐる。

こゝに於いて議論は當然尙農尙商說に進む。「農は國の本なり。一年の間、隙なく耕作を務め、米穀を作り出して、上に貢し、萬民を養ふものなり。最憐みて、飢寒の憂なからしむべし。農の時を奪はざるは、農の爲のみにあらず、國の爲なり。農民は日夜勤勞すれども、やゝもすれば、水旱風蟲の災ありて、その利少し。歳兇して土貢を納むることを缺けば、妻子をうり、身を賣るに至る。年豊なれば、米穀やすくして、困究をまぬかれず。利少き故なり。工人はその勤、農に及ばざれども、その利多し。商人の利は工に倍す。故に農人漸々に減じ、工商は年々に増す。田を作る者は少くして、器を造り、貨物を商ふ者多し。布を織るもの少くして、綾錦を製し、繡染を事とす

る者多きは、世間困究の本なり。是を以て、古の明王は農を重んじて工商を抑へ、五穀を貴んで、金玉を賤しみ給へり。儉約を行ひて華美を禁ずるは、本を重んじ、末を抑ふるの道にして、國を治め、民を安んずるの政なり。」⁽³⁵⁾封建制に於いては土地がすべての基礎をなす。土地から出づるものが唯一の財源である。然るに土地には自ら限りがある。結局生之者衆、食之者寡の原則に反せざるを得ない。殊に徳川時代に於いてこの破綻は一層著しい。商人階級の勃興は益、これを大ならしむるものである。この事實に對し、益軒が無關心でないことは前掲の引用から見ても明かである。益軒はこれが對策として、支配階級へ儉約を要制してゐる。故に儉約をなすべき理由として大體二個の理由が擧げられる。一つは奢侈は義理を破り、天道に反する原因となるから、常に分限に應じ、儉約すべしとなすもの、主としてむしろ豪富の階級―町人階級に向つて説かるもの、他は生産者の辛勞にも拘らず、その生産の常に消費に及ばざることを察し、支配階級―武士階級の奢侈を禁ずるものである。

この二個の議論は共に救貧論へと導かれてゐる。前者に對しては救貧は富者の義務なることを指摘し、後者に對しては治者の責任なることを明示してゐる。即ち「君子之用財也、固崇儉。須有儲蓄而備不虞。然有餘則賑之於鄰里鄉黨之貧急者。故其財流行而不滯。積盈而不溢。循環無窮。而與天地之化同流。未有府庫之財非其財者。豈有悖出之災哉。是所以長守富也。小人昧此理。常營營以聚財爲務。財既聚則不能散而施之。雖有親戚之貧窶者不知賑。況其他乎。夫天之富人以財也。豈徒厚其人。而使彼有餘而已哉。誠欲使其人賑貧救窮。以其不足者也。故古之君子汲汲乎賑民者。是畏天命而賑入窮也。苟積財有餘。而不

知_レ救_レ補_レ不足。則是逆_レ天意也。可_レ不_レ畏乎。(36) 又曰く。「財是天地所_レ生之物。養民之具。而其所_レ生有_レ限。不可_レ妄費。凡其志驕奢。而妄費耗者。必不能_レ救_レ貧窮。蓋重_レ于彼者輕_レ于此。其勢常如此。必然之理也。(37) 然らばその節約の具體的標準を何處に求めんとするか。この點に於いても益軒は當時普通の理論と同じく、「量_レ入爲_レ出」を基礎とし、「三年耕必有_レ二年之食」を原則とする。その場合與へられたる生活資料に依つて生活し得ることを前提とする必要がある。この前提を樹立するためには、所謂身分天命論を援用せざるを得ない。彼は云ふ。「仕る者は、君より給はる祿あり。農工商は父より得たる田地あり、家財あり。士も庶人も其財祿の多少によらず、其分内にて儉約を行ひ、家人を養ひ、家をたもつべし。是君父よりうけたるのみならず、天より給はる所の、定分の財祿なれば、大身、小身、貧富共に、其家の財祿を用ゐて、事足りぬべし。是天命を安んじて、外を願はざる也。やむ事を得ば、外の財を借用すべからず。若家祿の分限に過つてひやせば、必財不足して、外に借用ゆるにいたる。是財を用ゐるに法なくして、天命をやすんぜざる也。よく財を用る人は、財祿の多少によらず、其家に得たる所の財祿の分量にて事足りぬ。(38)

かく天命に依つて授かれる家祿の一年の収入を計り、その年の支出を定める。しかもその四分の一を貯藏する。國家の場合も同様である。即ち曰く。「古之明君。必尙_レ儉約而自俸菲薄。是故其施_レ人也厚。取_レ民也輕。苟自俸不_レ儉。則耗費多而財用不足。何以可_レ得_レ厚施輕歛乎。然古人行_レ儉約有_レ定制。其制奈何。王制曰。三年耕必有_レ二年之食。言每歲所_レ入。均析爲_レ四而用_レ其三。每年餘_レ一則三年而餘_レ三。又足_レ三歲之用_レ矣。以_レ三十年之通

則餘_レ三十年之食。其積蓄亦大乎哉。且裁_レ省冗費_レ禁_レ止奢華。則財常有_レ餘。可_レ以備_レ不虞_レ也。蓋古人制_レ財用_レ之法如此。可_レ以爲_レ萬世之良法。後世四民若循_レ守此法。則家富財足而可_レ無_レ貪求侵奪之患。以_レ其有餘_レ補_レ其不足。復豈有_レ凍餒而不得_レ其所者乎。(39) もとよりかゝる消極論は當時の社會に於いても最早實行し得るものではなかつた。それにも拘らず、これと同一、又は類似せる議論が永く徳川時代を通じて行はれてゐたのは、主としてこの議論の背景となれる封建的觀念と支那思想の勢力とに依據するものであらう。

之を要するに益軒の議論は人類社會の基礎を義と利とに求め、國家統治をも、又經濟をもこれに依つて統制せんとするにあつた。故に國を治むるためには、精神的方面に於いて人を、物質的方面については財を處理することを必要とする。「用_レ人理財。是二者。有_レ國家_レ利_レ民生_レ之要務。蓋不_レ謹_レ用_レ人。則不能_レ行_レ政治_レ民。不_レ勤_レ理財。則不能_レ保_レ家養_レ民。(40)」「家ををさむるは國ををさむるに同じ。財を用ひ人を用ゆ。此二事をつゝしむべし。質實にしてぬすまざるやつことををらびてつかひ、財をつかさどらしむべし、財をつかさどるやつこかだましかれば、我が利欲のみいとなみて、主君をあざむきて、主人の家をやぶる。財を用ると人を用るとの二は、家ををさむるの要なり。心を用ゆべし。(41)」そして要は物よりも人にあつた。國家統治には仁政がその最も肝要な點である。理財の方法は儉約である。儉約をなすや否やは各人の心掛けに基く。かうした理論は明かに支那古代思想の巧みなる翻案に過ぎない。しかし他方かうした思想を必要とした徳川初期の社會狀態を考へる時、これ等の理論を研究する價值を認め得る。

- (25) 「自娛集」卷之一。
- (26) 「慎思錄」卷之四。
- (27) 「五營訓」卷之一。(「資料」二二四頁)
- (28) 同上、卷之二。(「資料」二二四頁)
- (29) 「慎思錄」卷之三。(「資料」一四五頁)
- (30) 同上、卷之四。(「資料」一四六頁)
- (31) 同上、卷之三。(「資料」一四四頁)
- (32) 「家道訓」卷之四。(「資料」一三一頁)
- (33) 「初學訓」卷之四。(「資料」一九頁)
- (34) 「君子訓」卷之上。(「資料」二二七頁)
- (35) 同上、卷之中。(「資料」二二七—八頁)
- (36) 「自娛集」卷之二。(「資料」一四七—八頁)
- (37) 「慎思錄」卷之三。(「資料」一四五頁)
- (38) 「家道訓」卷之四。(「資料」一三二頁)
- (39) 「自娛集」卷之一。
- (40) 「初學知要」卷之下。(「資料」一五〇頁)
- (41) 「家道訓」卷之五。(「資料」一三五頁)

五

以上私は益軒の主要なる著作中から、社會經濟思想に關係ありと思はるゝものを摘出して、これに多少の體系を與へて見た。それに依つて大體益軒の該思想を窺知し得たものと思ふ。然るに「益軒全集」第三卷に、「益軒先生與宰臣書」なるものがある。その中に、なほ經濟、殊に筑前藩の財政救濟策に關する記事がある。前述の如き社會經濟思想を有する益軒が、當面せる實際問題に對して、如何なる獻策をなしたかは、吾人の最も興味多く感ずる點である。故に次に少しくこの點について述べようと思ふ。

當時一般に財政難を救濟する方法としては、借金、家中減祿、運上又は御用金、及び紙幣發行等を行なつてゐた。益軒が藩の重臣に送つた手紙には後の三つ、減祿、運上、紙幣發行について詳細な記述がある。今それ等を述ぶる前に、益軒が藩の財政難の原因を推測せる文言は如何にも益軒らしく興味あるものであるから、こゝに引用する。「只今御國用大分不足仕候に付、御簡略の御會議御座候由、末々にて沙汰仕候。先以御國用の不足は、甚御國の大なる御幸と奉存候。其子細は御財用不足仕候事は、別の儀にては有御座間敷候。江戸の御公儀を能御勤被爲成候か、或は御國の諸士を能惠み置被成、萬民を能御救被成候か。又は百姓の年貢をかくく御取被成候か、諸人の願の如く、財を御施し被成候か、かやうの仁政にて御財用不足仕たるにて可有御座候。事實もし黒田侯が前述せる益軒の理想の如き君主であつたならば、當然上述の理由以外に財政難の原因を求むることは困難であらう。勿論益軒が眞の原因を知らなかつたわけではなからう。唯これを云ふに忍びなかつたのであらう。

借て最初に減祿、即ち上り米徴發について益軒の意見を聽かう。彼は減祿を是認してゐる。「只今御財用不足に

付、御家中諸士知行の内より、上り米御取可成哉と御會議御座候由に御座候。御財用不足にては、以後御つゞき不被成候事にて御座候へば、諸士の祿の内たとひ半分三歩二被召上候とても、聊御無理とは不存奉候。上り米被召上候て、士は人馬をへらし、今迄の奢をやめ、儉約を專に可仕候間、却て銘々勝手に成申事可有御座候。これ亦前述の分限論から當然演繹せらるべき議論である。

減祿が當然なりとする理由は、「四民の内、士は常の祿を被下置、身命をつゞけ申事に御座候得ば、上り米被召上候事、當然の御事にて、不苦事に奉存候。」封建社會に於ける恩顧關係から見れば、益軒がかく結論することは當然である。今日の雇傭關係と異なり、その與へらるゝ秩祿は何等勞働の代償としての性質を有するものではないからである。

かく益軒は理論的には減祿を是認してゐる。しかし減祿がよい手段なりと肯定してゐるのではない。減祿から生ずる二つの弊害を指摘してゐる。一つは浮浪の徒、即ち失職者の發生である。曰く、「御家中貧窮故上り米被召上候て、諸士より隙を出し申下人凡數千人も可有御座候。只今さへ困窮故下人を減少仕候に付、下々の浪人多御座候に、上り米被召上、數千人の浪人加り候て、大勢の者他國へ出事は、路錢をもつゝみを持不申候間難成、御國中に集り居候ては渡世難成、必定飢に及び迷惑の餘に火付盜賊、其外如何の惡事を仕出し、亂暴にも及可申哉、其禍難斗奉存候間、かやうの者難儀不仕候様、兼ての御詮議可有御座候。」他の一つの困難は軍備の問題である。「誠に諸士人馬を多く放しては、不慮に長崎等へ異國船参り候て、被向御人數候様成時は、各難儀可仕候。」封建的

奉公の義務は、その恩顧に對する軍事的負擔である。生活を切詰る結果、その負擔を十分に果し得なくなると云ふのである。

然らば如何なる方法を採用すべきか。益軒はこゝに二個の方法を提示してゐる。一つは新高の召上げであり、他は嚴格に祿高相應のものを給與し、知行地餘德を取上げる方法である。即ち「幸先年より平均に被仰付置候て、諸士知行本高の外に上り中候新高を悉く被召上候て、無高下にて□□成儀にて可有御座候」、又は「他國のならばしの如く三ツにても、三ツ五歩にても、平等に無高下拜領被仰付、其上の物成を皆々被召上候」と云つてゐる。しかしこの何れも實質上の取高は減少せざるを得ない。従つて上り米取立てと同様の弊害を生ぜざるを得まいと思はれる。しかし益軒は、「此二ツの内何れにても御取被成候は、五歩の上り米被召上候よりは、上り申分量も多く、其上上り米御取被成候と申、御名も立不申、諸士の知行物成拜領仕る處も、甲乙有御座間敷候」と云つてゐるが、これは徒らに名に捕はれ過ぎたものと云ひ得るであらう。

以上は延寶七年八月六日、立花勘左衛門に送つた意見書である。(42)

次に運上に關する益軒の意見を見よう。運上については全然否定的な立場を把持してゐる。前掲引用の立花氏に與へた書中にも、「常に御扶持をも、拜領不仕、百姓町人より運上を御取、免を御上テ被成候様の儀は、甚以無謂儀にて、世間となへも不可然、第一萬民困窮仕候て、御爲にも不宜儀此上有御座間敷、今程町中は運上可被召上かと氣遣騒動仕、神佛に祈禱など仕者も處々に御座候由、是は頃日の説にて御座候」と述べてゐるが如く、扶持せざ

る者に不當の負擔をかけるものとして、運上を退けてゐる。民を憐むべきことを強く主張する益軒としては當然なことである。當時勃興しつつありし商人階級に對しても、「商人は日々月々に財をめぐらし用ひて、其利を得るを以て世わたるたつきとす。若商人の物をかひて其あたひをおそくつくのへば、商人其財をめぐらさずして利を得がたし。たとひ後日に残りなく返しあたふるとも、其つくのはざる間は、日々月々に得べき利を得ず。其商人のうれひ思ひやるべし。」⁽⁴³⁾と同情的態度を持せる益軒としては當然なことであらう。

しかし他方當時の多くの論者と同じく、物價の騰貴、武家、庶民の困窮を來たすものとして、運上を退けてゐる。その點については黒田重時に與へた書面の内に例を擧げて指摘してゐる。⁽⁴⁴⁾「油薪等しめ買しめ賣運上の事、公儀の御利得、又は町人等一兩人得利候故、御國中萬民の迷惑、並秋月直方近國迄難儀仕候由、是又世上に風聞沙汰仕候。又「上座、下座、夜須三郡より毎年豆、粟、ひえ、紙、茶、芋、煙草其外の者共持出候て、博多へ宿を借り、右の物を代替歸候時は、宿賃にも右の物を置、鹽を買歸申候。去年以來鹽運上被召上候て、鹽高直に成候故、右の品々持出不候故、博多者の難儀仕候。鹽と申物は、日用の物にて兎角買申さでは難儀御座候に付、御國の鹽高直に御座候故、筑後、肥前、他國に右の品々を持行賣候て、鹽を買歸候。他國の鹽を買候は、御法度とは被仰出候得共、貧成下々、高直成鹽を買申儀不勝手故、御制禁に成候ても立申間敷候。若強て御制禁被成候は、罪人多く出來、御仕置の妨に成、御慈悲も行れ中間敷候。」以上は單に事實を指摘したものには過ぎないが、運上から生ずる獨占の弊害を十分に指示してゐる。かく運上を排斥することは、一つは封建制に於ける徵稅方針に、又一つは實際上に於け

る負擔轉嫁に由來し、徳川時代を通じて、多くの論者の支持するところであつた。その點に於いては益軒も同意見であつたのである。

最後に紙幣については、延寶七年八月六日の書中に記されてゐる。⁽⁴⁵⁾益軒は紙幣發行を以つて有用なる事業と斷定してゐる。「札遣などの如く、利多くて害少きはよき事に究り可申候」と云つてゐる。

先づ紙幣發行が一般に如何なる弊害ありと云はれてゐるか。益軒の擧ぐるところに依れば、第一、「買申者百分一の利足を出し申ばかりにて御座候」。これは今日と違つて紙幣使用者が紙幣を受取るに際し、一步の手續料を收むることになつてゐたことを指す。第二、「似せ札可仕かとの氣遣の儀承候」。贋札である。第三、「札遣に成候て、若長崎等へ急度御人數被向候時、俄に札を銀に易へさせ候事難成、御軍用の妨に成申哉。」第四、「財寶富申たる町人共に、銀を悉し札に替置得ば、紙同前の物に銀を仕置候事、迷惑に可存の由。」第五、「御國の金銀他國へ多出可申由。」第六、「越前長門など札遣故難儀仕候」等である。

益軒は一々これ等を反駁秤量してゐる。先づ最後の經驗上これを害なりとする點については、「越前などに若害出來候は、夫は行様のとがにて可有御座候」と云つてゐる。むしろ紙幣發行が古來より行はれたと云ふ事實は、このことの有用性を證明するものとさへ云つてゐる。即ち「惣て札と申事は昔より所々行れ候て、只今世間二十五六ヶ所行れ候由承候。自信長公御代以來干今すたり不申所も御座候。是を考申候得ばよき事は究申候。惡敷儀に御座候ては古來行れ不申、札遣と申名も有御座間敷候得共、昔より所々行れ、干今すたり不申が能と申證據にて御座候」

と斷言してゐる。

第三、第四、第五の如きは、札遣の本質を知らぬものである。札遣と云ふのは「銀を無用の紙札に仕、ひつの底にたくはへ置、手前に銀を残し不申」と云ふやうなものではない。それならば益軒の云ふ札遣の本質は何か。先づ第一に、「國中の士民毎日の遣用、肴、野菜、紙、たばこ、萬當町にて買申日々の遣用に仕程札を買置遣申候」。即ち日常の流通用であつて、貯藏用ではないこと。従つて第二に、流通必要額以上に發行すべきでない。「一度に札を多く下へ出し不申事、札遣の一ツの秘事にて、唐の書にも見え申候。それは唐書より得た知識であつたにしても、この點に注意したことは達識の士と云はなければならぬ。銀の流出とか不足と云ふ問題は、この本質さへ十分に知つて行へば、起り得ないことである。

第二の似せ札の問題には多少の困難はある。しかし似せ札取締のために、多數の役人を要する等と云ふことはなし。仕様の悪敷ためである。「仕様に依て只一兩人にても其事を司り、其上足輕位の付の者少少御付置被成候て掙明くことである。又似せ札の自付には、御國中の人皆成る様に成行も可有御座候。」しかし益軒はその仕様について一言も述べてゐない。唯「法委御座候て似せ申者出來兼可申候」とある。法度嚴格の意と解さるゝが、紙幣製法の技術的進歩をも含むものと考へられぬこともない。何れにしても、よき法さへあれば似せ札の害はさして恐るゝに足りない。「たとひ少々似せ申候とて、一年にわづか五貫目か十貫目かの儀に候」と云ひ、犯罪者は刑罰に處するも仁政を損ふものではないと云つてゐる。

第一の點は益軒が札遣の唯一の害として承認してゐるところである。しかしその害もその札の使用者側にあつて、發行者側にあるのではない。益軒は最初使用者側に立ち札遣の害なりとし、唯「是は僅かの事にて御座候」と云つてゐるが、後に發行者側に立ち、似せ札に依つて蒙る損害と比較して、「百分の一の利足を被召上候さへ、年中積候ば、中々右の損失の様なる纏の利にて有御座間敷候」と述べてゐる。これに依つて見れば、この第一のものも發行者たる藩政府にとつては、何等の害をなすものでないと云ふことが出來よう。

然らばその利益の點は如何。「少宛銀を當時々々に出し買申候へば、廣き事故に積り候ては、大分公義銀上り申候。殊に他國の者迄も入込居申、札を買申に付、大分の銀子上り候得ば、十年にても廿年にても札遣の間は、利なしに大分の御借銀を御用被成と同事にて、御勝手に成可申儀に御座候。即ち益軒は無利息借銀の大利益ありとした。云ふまでもなくこれは紙幣發行に依る利得である。

そこでこの利得と前述の諸害——殆ど云ふに足りぬものと比較し、「害を恐れ利をすてゝは、食物、水、火、刀、脇指、其外世にすたり物多可有御座候」と極言し、「御國用の助に成申良法」と判定した。益軒が紙幣——殊に藩札の如き兌換を約束せぬ紙幣の性質を辨へ、その有用なることを指摘した點は、徒らに紙幣を排斥せる他の儒者とは異なり、一見識を有するものと云ふべきであらう。さらに又、「札遣はせばき所にても行れ申候。御國の様なる廣き所にては、猶以行やすく、御國境の近所他國迄も、御國の札用申様に成候て、御國中他國迄の銀上り申事に御座候」と云へるは、信用の擴大に伴ふ紙幣流通の増大を看破せるものと云ふことが出來よう。

以上私は書簡に現れた益軒の實際問題に對する意見の主要なるものを述べた。その他常平倉等についての議論もあるが、こゝでは省略する。それ等は延寶年間のものであるから、元祿以後に於ける社會狀態、殊に經濟事情に生じた急激な變化に對する益軒の態度を知ることが勿論出来ない。しかし元祿以前にすでに起りつゝあつた貨幣經濟の發達、又それに伴ふ町人階級の勃興については、その著作に於いても、その書簡に於いても、十分な洞察力を發見し得ないと云つてよい。成程崇農賤商の思想は有してゐた。しかしそれは勃興しつゝあつた町人階級を抑壓せんがためになされたものではない。前述せる如く單に理論的結論に過ぎない。又紙幣に關して甚だ優れた見解を持してゐる。しかしそれは發達しつゝあつた貨幣經濟への理解から論じてゐるのではない。單に財政救濟の一方便として述べてゐるに過ぎない。故に「御國用不足不仕候はゞ、好事不如無にて、札遣も不入儀にて可有御座候」と云つてゐる。

要するに益軒は徳川初期の典型的經濟論者であつて、元祿、寶永を越えて、正徳四年まで生存し、かつ活動もしてはゐたが、少くともその經濟論に於いては、元祿以前に屬する者である。元祿以降の新しい經濟情勢に對し、積極的に、相應せんとすることは勿論、徂徠の如く反抗せんとする態度をも示してゐない。そればかりでなく蕃山ほども、實際の經濟情勢に對して關心を示してゐない。それほど彼の經濟思想は保守的である。それにも拘らず、前述せる如く彼の平民學啓發は庶民階級の眼を新しい方面に開くの役に立つたのである。吾人はそこにも社會發展の必然性に對する個人の意義を發見し得る。

(42) 「資料」一三五—一三八頁。

(43) 「家道訓」卷之四。(「資料」一三四頁)

(44) 「資料」一四二—一三頁。

(45) 「資料」一三八—一四二頁。

(昭和九年五月十六日稿)